

防府市土地改良事業補助金交付要綱

昭和46年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体（以下「事業主体」という。）が行う土地改良事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象土地改良事業及び補助率)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、事業主体が行う事業に要する経費について、当該事業主体に対し補助する。

2 前項の補助は、事業主体を構成する受益者に市税の滞納がない場合に行うものとする。ただし、土地改良区、農業協同組合が行う事業についてはこの限りでない。

3 第1項に規定する補助の対象となる事業の種類、補助対象要件及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする事業主体は、補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付指令書（第3号様式）によりその旨を当該事業主体に通知する。

2 別表に定める土地改良事業の種別のうち、単独市費土地改良事業に係る補助金について事業主体が工事業者に施工を依頼する場合は、市長は、防府市内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）では施工できない場合又は特別の事情がある場合を除き、原則として市内業者に依頼することを交付決定の条件とし、補助金交付指令書（第3号様式）によりその旨を当該事業主体に通知する。

(事業計画の変更等に係る承認の申請)

第5条 前条の規定による補助金の交付の通知を受けた事業主体は、当該事業の内容その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、土地改良事業計画変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の着手及び完了の届出)

第6条 事業主体は、当該事業に着手したときは土地改良事業着手届(第5号様式)により、当該事業を完了したときは土地改良事業完了届(第5号様式)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の土地改良事業完了届には、次の各号に掲げる事業について、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 団体営土地改良事業及び単独県費土地改良事業 事業実績書・収支精算書(第6号様式)、工事出来高設計書

(2) 単独市費土地改良事業 事業費精算書(第7号様式)

(補助金の額の確定及び補助金の請求)

第7条 市長は、前条の規定による土地改良事業完了届を受理したときは、その内容を検査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

2 事業主体は、前項の規定により確定された額につき補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は前条の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、当該事業主体に対し補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第4条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

3 前項の規定による概算払いによる補助金の交付を受けようとする事業主体の行う請求は、補助金概算払請求書(第8号様式)によるものとする。

(関係書類の整備、保存)

第9条 事業主体は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支に関する一切の

状況を明らかにする帳簿その他関係書類を、整備、保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、事業主体に対し、必要な報告を求め、若しくは事業の実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他関係書類等若しくは当該事業の実施状況を検査させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、事業主体が次の各号の一に該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (3) 支出額が設計額に比し減少したとき。
- (4) その他市長が取消の必要を認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該事業主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第12条 事業主体は、この要綱の規定により補助金の交付を受けて実施した事業の成果の維持管理に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度分の補助金から適用する。
- 2 防府市土地改良事業補助金交付要綱(昭和44年4月23日制定。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に旧要綱の規定により補助金の交付の決定を受けている事業(当該事業の継続事業を含む。)については、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行し、昭和53年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度において決定する補助金から適用する。ただし、昭和61年度以前に着工し、継続して補助金を受けている事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度において決定す

る補助金から適用する。ただし、平成11年度以前に着工し、継続して補助金を受けている事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行し、平成12年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度において決定する補助金から適用する。

附 則(防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

土地改良事業の種類	採 択 要 件	補 助 率					
<p>団体営 土地改良事業</p>	<p>山口県の土地改良事業補助金交付要綱（表外記載）に基づいて実施される土地改良事業とする。</p>	<p>事業費の85%以内とする。（左記の県規則の補助率を含む）ただし、市長が特に定めたときは、その補助率とする。 危険ため池は、事業費の98%以上とする。</p>					
<p>単独県費 土地改良事業</p>	<p>山口県単県農山漁村整備事業費補助金交付要綱（平成9年4月1日制定）に基づいて実施される土地改良事業とする。</p>	<p>事業費の75%以内とする。（左記の県規則の補助率を含む）ただし、市長が特に定めたときは、その補助率とする。 危険ため池は、事業費の98%以内とする。</p>					
<p>単独市費 土地改良事業</p>	<p>次に掲げる採択要件を備え、用地買収費及び補償費を除く事業費が20万円以上180万円以下の事業とする。ただし、樋門・水門改修事業及びため池改修事業、ため池廃止事業については、事業費の限度額を300万円とする。また、ため池改修事業及びため池廃止事業に限り調査・設計費も事業の対象とする。</p> <p>1 採択要件</p> <p>1) かんがい排水事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農地面積 1 ㌧以上 ・農家戸数 2 戸以上 <p>2) 農道改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農地面積 1 ㌧以上 ・農道幅員 1.5m以上 ・農家戸数 2 戸以上 ・対象は農業振興地域内 	<p>次の表のとおりとする。ただし、市長が特に定めたときはその補助率とする。</p> <p>また、市と管理協定を締結している施設の補助率については、区域によらず、農業振興地域農用地区域の補助率を適用する。 補助金の額は千円未満を切り捨てた額とする。</p> <p>1) ～ 4) の補助率</p> <table border="1" data-bbox="938 1668 1329 2016"> <tr> <td data-bbox="946 1675 1002 1921" rowspan="2">農業振興地域</td> <td data-bbox="1007 1675 1321 1771">(農用地区域) 事業費の65%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 1778 1321 1921">(農用地区域以外) 事業費の55%以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="946 1928 1321 2016">農業振興地域以外の区域 事業費の45%以内</td> </tr> </table>	農業振興地域	(農用地区域) 事業費の65%以内	(農用地区域以外) 事業費の55%以内	農業振興地域以外の区域 事業費の45%以内	
農業振興地域	(農用地区域) 事業費の65%以内						
	(農用地区域以外) 事業費の55%以内						
農業振興地域以外の区域 事業費の45%以内							

	<p>3) 暗渠排水事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農地面積 0.5^{ヘクタール}以上 ・農家戸数 2戸以上 <p>4) 樋門・水門改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農地面積 1^{ヘクタール}以上 ・農家戸数 2戸以上 <p>5) ため池改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農地面積 0.5^{ヘクタール}以上 ・農家戸数 2戸以上 <p>6) ため池廃止事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農地面積及び農家戸数は問わない。ただし、ため池の廃止に関する関係者の同意書を提出すること。 <p>7) 農道補修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域内にあって、幅員が3m以上で、起点・終点が幅員3m以上の市道及び農道等の公道に接続している舗装道路。 <p>2 1の規定にかかわらず、立地条件その他市長が特に認めたときは、この限りでない。</p>	<p>5) の補助率</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>全域 事業費の90%以内</p> </div> <p>6) の補助率</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>全域 事業費の100%以内</p> </div> <p>7) の補助率</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>農業振興地域内 事業費の90%以内</p> </div>
--	--	--

※ 山口県の土地改良事業補助金交付要綱で表される補助金交付要綱及び事業

山口県土地改良事業補助金交付要綱

(制定 平成10年3月31日耕地第2203号農林部長通達)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

土地改良総合整備事業 (調査設計)

基幹水利施設管理技術者育成支援事業

新農業水利システム保全対策事業

農業用水水源地域保全対策事業

山口県農地防災事業等補助金交付要綱

(制定 平成10年3月31日耕地第2203号)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

ため池等整備事業（農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき行う農業用河川工作物応急対策等事業を含む。）

農業用施設災害関連事業

農地・農業用施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金

山口県農業生産法人等育成促進事業補助金交付要綱

(制定 平成19年7月11日平19農村整備第991号)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

調査・調整事業

農業生産法人等農地集積促進事業

山口県農村整備事業補助金交付要綱

(制定 昭和49年1月7日農政第1532号)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

農村総合整備事業

農業集落排水事業（村づくり交付金実施要綱に基づき行う事業を含む。）

田園空間整備事業

農村振興総合整備事業（村づくり交付金事業及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき行う集落基盤整備事業を含む。）

地域用水環境整備事業

農業農村整備事業実施計画策定事業

農村振興総合整備実施計画策定事業

農村振興基本計画策定事業

農村環境計画策定事業

山口県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱

(制定 平成19年4月2日平19農村整備第221号)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

調査・調整事業

高度経営体集積促進事業

耕地利用高度化推進事業

山口県元気な地域づくり交付金交付要綱

(制定 平成17年8月1日平17農村整備第1200号)

(改正 平成22年4月1日平22農水政策第371号)

生産基盤及び施設の整備に関する事業

地域間交流拠点の整備に関する事業

その他、農業農村整備事業採択の手引きに記載される事業

かんがい排水事業

経営体育成基盤整備事業

畑地帯総合農地整備事業

農用地再編開発事業

農業水路等長寿命化・防災減災事業など

第1号様式

土地改良事業補助金交付申請書

発 号

年 月 日

(宛先) 防府市長

代表者 住所

氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、防府市土地改良事業補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円を交付されるよう下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 事業内容及び経費配分の計算書
- 2 収支予算書

第2号様式（単独市費土地改良事業の場合）

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

代表者 住所

氏名

防府市 地区 事業を実施したいので、防府市土地改良事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記の関係書類を添えて、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 代表者選定届・納税確認同意書（別紙 1）
- 2 地元負担金計算書（別紙 2）
- 3 誓約書（別紙 3）

第2号様式（別紙1）

代表者選定届・納税確認同意書

年 月 日

(宛先) 防府市長

代表者氏名	
-------	--

上記の者を、防府市 地区 事業

の代表者と定めたので、受益者全員（ 名）連署のうえ届けます。

なお、防府市土地改良事業補助金交付要綱第2条第2項の規定により、補助金の交付を受けるには、受益者に市税の滞納が無いことが条件となっているため、名簿に記載された受益者の市税滞納の有無について調査されることに同意します。

受益者名簿（代表者を含む全員の署名）		
住 所	ふりがな 氏 名	備 考

受益者が7名以上の場合は、継紙を使用して全員が署名捺印してください。

氏名にはふりがなも記入してください。

第2号様式 (別紙2)

地 元 負 担 金 計 算 書

事業名			
代表者氏名			
(1) 事業費内訳	種 別	金 額	割 合
	総事業費		100%
	補助金		%
	地元負担金		%
(2) 地元負担金内訳	種 別	金 額	割 合
	総 額		100%
	賦 課 金		%
	夫 役		%
	資 材		%
	そ の 他		%
(3) 地元負担方法明細	賦 課 金	受益者(名) 受益種別 (田 ha) (畑 ha) (計 ha)	
	夫 役		
	資 材		
	そ の 他		
(4)	附 記		

第2号様式（別紙3）

誓 約 書

防府市土地改良事業補助金交付要綱に基づく、補助金交付申請にあたり次のことを誓約します。

- 1 あらかじめ市に確認を受けた設計図に従い、施工します。
- 2 事業着手前及び完成写真は、対比できるよう同一方向よりカラーで写真撮影します。また、起・終点（必要に応じ中間点）においては、工種ごと及び施工状況写真を撮影します。
- 3 事業計画（工事内容）を変更する場合は、市の承認を受けた後、施工します。なお、承認を受けずに施工した場合は、補助金の全部又は一部を取り消されても差し支えありません。
- 4 市の検査において、手直しを命ぜられた場合は、10日以内に行います。
- 5 事業の施工方法が不当と認められたとき、また支出額が設計額に比して減少したときは、補助金の全部又は一部を取り消されても差し支えありません。
- 6 事業に伴う、官有地等の境界確認及び加工協議等の諸手続きについては、関係者と協議し、責任を持って処理解決します。また、本事業において、土地改良施設を私有地に設ける場合は、土地所有者の承諾を得た後、別紙同意書を作成の上、提出するとともに疑義が生じたときは、受益関係者の責任により解決します。
- 7 産業廃棄物（既設コンクリート等）は、最寄りの処分場に処分します。
- 8 この要綱の規定により、補助金の交付を受けて実施した事業の施設の維持管理は、受益関係者で責任を持って行います。

年 月 日

（宛先）防府市長

代表者 住所

氏名

(参考様式)

同意書

代表者 他 名により要望した、単独市費土地改良事業
の施設が下記私有地内に設置されることに同意します。

令和 年 月 日

(申請者) 様

(下記土地所有者)

住 所

氏 名

(自署)

土地の所在

大 字	地 番	土地所有者 (登記簿)	備考

注) 登記簿記載の土地所有者と同意者が異なる場合は、備考欄に続柄を記入のこと。

第3号様式

補助金交付指令書

(単 市)
第 号

代表者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった 事業に
ついては、防府市土地改良事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金
円を交付します。

ただし、工事の出来形により補助金を減額し、又は補助の取消しをすることがありますので、業務実施に当たっては十分御注意ください。

年 月 日

防府市長

(その2)

補助金変更交付指令書

第 号

代表者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付指令をした

事業に対して、防府市土地改良事業補助金交付要綱

第5条の規定により補助金を 円から 円に

変更します。

年 月 日

防府市長

第4号様式

土地改良事業計画変更等承認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

代表者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付

事業計画を変更

決定通知があった事業について、事業を中止 したいので承認される

事業を廃止

よう、防府市土地改良事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、あわせて、補助金 円の追加交付（減額）を申請します。

記

- 1 理由書
- 2 事業内容及び経費配分の計画書
- 3 収支予算書

第5号様式

土地改良事業着手（完了）届

発 号

年 月 日

（宛先）防府市長

代表者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定
の通知があった 事業について

年 月 日着手(完了)したので、防府市土地改良事業補助金交付
要綱第6条第1項の規定に基づき届けます。

第6号様式

事業実績書

地区名	工種	計画高		出来高		事業費負担区分				摘要
		事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	県費補助金	市費	地元負担金	
			円		円	円	円	円	円	
計										

収支精算書

収入の部

区分	精算額	予算額	比較		摘要
			増	減	
国庫補助	円	円	円	円	
県費補助金					
市費					
地元負担金					
計					

支出の部

区分	精算額	予算額	比較		摘要
			増	減	
工事費	円	円	円	円	
工事雑費					
事務費					
計					

第7号様式

事業費精算書

名称・規格	数量	単位	単価	金額
合計				

注1) 上表へは、材料費、機械経費、労務費、諸経費、その他、事業に要した費用を記入する。

2) 工事業者に施工を依頼した場合、上表への記入にかえて、工事費の領収書の写しを添付できる。

防府市土地改良事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、報告します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

代表者 住所

氏名

第 8 号様式

発 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

代表者 住所
氏名

年度 事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通
知のあった 事業補助金について、防府市土地改良事
業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定による概算払による補助金を下記のとおり請求します。

記

一 金 円

請 求 額 (内訳)

円 補 助 金
円 受 領 済 額
円 今 回 請 求 額
円 差 引 残 額